

## 西条市職員採用候補者試験の実施について

平成28年度西条市職員採用候補者試験を次のとおり行います。

平成28年8月1日

西 条 市

## 1. 試験の職種及び採用予定人員

| 試験区分        |    | 採用予定人員 |
|-------------|----|--------|
| 保健師職        |    | 2人程度   |
| 保育士及び幼稚園教諭職 |    | 6人程度   |
| 一般事務職       | 初級 | 3人程度   |
| 土木技術職       | 初級 | 1人程度   |
| 消防職         | 初級 | 1人程度   |

(注1) 職種は、一定の条件のもとで任意に転換することがあります。

(注2) 採用予定人員は、変更する場合があります。

## 2. 受験資格

| 試験区分        |    | 学歴及び条件  | 年齢                |
|-------------|----|---|-------------------|
| 保健師職        |    | 保健師の資格を有する者又は平成29年3月末までに資格取得見込みの者                         | 昭和56年4月2日以降に生まれた者 |
| 保育士及び幼稚園教諭職 |    | 保育士及び幼稚園教諭の資格の両方を有する者又は平成29年3月末までに資格取得見込みの者               | 昭和56年4月2日以降に生まれた者 |
| 一般事務職       | 初級 | 短期大学・高等専門学校若しくはこれらと同等と認められる学校を卒業した者又は平成29年3月に卒業見込みの者<br>※ | 平成2年4月2日以降に生まれた者  |
| 土木技術職       | 初級 |   |                   |
| 消防職         | 初級 | 高等学校を卒業した者又は平成29年3月に卒業見込みの者※                              | 平成4年4月2日以降に生まれた者  |

※初級については、4年制大学を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者は除く。

ただし、次の各号の一に該当する者は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 西条市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3. 試験の期日、場所等

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

#### (1) 試験の期日、場所及び合格発表

| 区 分   | 期 日                                    | 場 所                | 合 格 発 表 予 定                                |
|-------|--|--------------------|--|
| 第1次試験 | 平成28年<br>9月18日(日)                      | 西条市役所本庁<br>5階大会議室他 | 平成28年10月中旬<br>市役所前掲示板に掲示するほか<br>合格者に通知します。 |
| 第2次試験 | 平成28年10月下旬の予定ですが詳細<br>は第1次試験合格者に通知します。 |                    | 平成28年11月上旬<br>市役所前掲示板に掲示するほか<br>受験者に通知します。 |

#### (2) 試験の方法

##### ① 第1次試験

- (ア) 教養試験 公務員として必要な一般教養について筆記試験を行います。  
〔保健師職と保育士及び幼稚園教諭職は短大卒業程度で、初級は高校卒業程度で実施します。〕
- (イ) 専門試験 専門的知識及び能力について筆記試験を行います。  
※ 専門試験は、土木技術職、保健師職、保育士及び幼稚園教諭職に実施します。
- (ウ) 適性検査 職務適性について筆記により検査を行います。  
※ 適性検査は、一般事務職及び消防職に実施します。

##### ② 第2次試験

- (ア) 口述試験 主として人物について面接による試験を行います。
- (イ) 集団討論試験 定められたテーマについて集団討論を行います。
- (ウ) 作文試験 「課題」は試験当日発表します。
- (エ) 性格検査 公務員としての必要な資質について筆記により検査を行います。  
※ 性格検査は、一般事務職、土木技術職、保健師職、保育士及び幼稚園教諭職に実施します。

(カ) 体力試験 実技試験により行います。

※ 体力試験は、消防職に実施します。

(3) 出題分野

① 教養試験 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能

② 専門試験

(ア) 保健師職

公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

(イ) 保育士及び幼稚園教諭職

・ 保 育 士 — 社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む。）

・ 幼稚園教諭 — 発達心理、教育学、保育原理、保育内容、法規

(ウ) 土木技術職

数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工

(4) 試験結果の通知について

| 区 分                  | 通知内容           | 対象者     | 手続方法等                        |
|----------------------|----------------|---------|------------------------------|
| 第1次試験<br>及び<br>第2次試験 | 総合得点及び総合<br>順位 | 通知希望者全員 | 第1次試験及び第2次試験実施<br>日にお知らせします。 |

4. 合格から採用まで

(1) この試験は、採用候補者となるための試験であって、合格した者は採用候補者名簿に登載され、職員に欠員が生じた都度このうちから採用を決定します。この採用候補者名簿は、原則として平成29年4月以降の採用に対するもので、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間が有効です。

(2) 所定の時期までに卒業しなかった場合又は資格若しくは免許を取得しなかった場合は、採用されません。

5. 給 与

(1) 初 任 給

学歴、職歴により多少異なりますが、概ね次のとおりです。

短 大 卒 1 5 7 , 3 0 0 円

高 校 卒 1 4 4 , 6 0 0 円

(2) 諸 手 当

期末勤勉手当のほか、該当者に対して扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。

## 6. 受 験 手 続

### (1) 申込用紙の入手

受験申込用紙は、本庁職員課及び各総合支所総務課でお渡しできます。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「(希望する試験区分) 職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し120円切手を貼った角形2号(240mm×332mm)の封筒)を同封して本庁職員課へ送付してください。

西条市ホームページからダウンロードすることもできます。プリントアウトの際は、必ずA4普通紙(白色)に黒色インクで**片面印刷**をしてください。

### (2) 申込み及び受験票の交付

申込みは、西条市職員採用試験申込書及び受験票【申込前6ヶ月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦60mm×横45mm)を貼付すること】に必要事項を記入し、本庁職員課へ提出してください。

郵便により申込みする場合は、送付する封筒の表に「(希望する試験区分) 受験申込」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し82円切手を貼った長形3号(235mm×120mm)の封筒)を同封して本庁職員課へ送付してください。

申込書の受付と同時に受験票を交付しますが、受験票は受験当日に必ず持参してください。受験票を持参していない場合は、受験できません。

**※申込書及び受験票に記載漏れ等不備があった場合や、指示内容と異なる記載がある場合は、受付できませんのでご注意ください。**

**※郵便による申し込みをされた方で、平成28年9月5日(月)までに受験票が届かない場合は、職員課へご連絡ください。**

## 7. 受 付 期 間

平成28年8月2日(火)から8月25日(木)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。締め切りは8月25日(木)午後5時15分です。郵便による申込みは、8月23日(火)までの消印のあるものに限り、受け付けます。

## 8. そ の 他

受験手続その他のお問い合わせは、下記にご連絡ください。

〒793-8601 西条市明屋敷164番地

西条市役所 総務部職員課

電話 (0897) 56-5151 内線2146・2147

FAX (0897) 52-1200

E-mail shokuin@saijo-city.jp

西条市HP <http://www.city.saijo.ehime.jp/>